

入札制度改革の提言

(答 申)

平成21年3月

野木町入札制度検討委員会

はじめに

地方公共団体としての野木町が発注する公共工事は、町民生活や経済活動の基盤として極めて公共性が高く、これらは税金を原資として施工されるもので、この入札・契約にあたっては常に町民の理解と信頼のもとに進められることが期待されています。

野木町入札制度検討委員会は、昨20年11月に真瀬宏子野木町長から諮問をうけて、現在の野木町における入札制度を見つめ直し、望ましい制度の改革に関する方策について検討を重ねてきました。

本年3月までの短期間の検討のなかでは十分な議論を尽くせなかった課題もありますが、現行の入札制度全体の現状と課題の検証をおこなったうえで対象項目を絞り、当面実施すべき方策を中心として、さらに今後の継続的な改革のために取り組むべき検討の方向を示した内容となりました。さらに、過去の事件を教訓として、町政に携わる者すべてが公正・公平で、町民から信頼されうる存在であるために、町長はじめ職員の倫理向上に努めるよう、職務遂行制度にまで及びました。

本提言は、本委員会の各委員が忌憚のない意見を出し合い、改革の方向性および得られた結論をその総意としてまとめたものです。

最後に、野木町がこの提言を踏まえて、積極的に制度改革を実施するとともに、柔軟に改革の継続をはかることを切に望むものです。

平成21年3月15日

野木町入札制度検討委員会

委員長 本 田 弘

目 次

1	提言の基本的な考え方	1
2	委員会が取り組んだ検討課題	1
3	入札制度の改善	
(1)	競争性の確保	
ア	指名競争入札のあり方	3
イ	一般競争入札の導入方法と基準	3
ウ	総合評価方式の活用	4
エ	新たな入札方式の方向性	5
オ	入札参加登録業者の格付けと町発注請負基準見直し	5
カ	地域建設業の育成	6
(2)	透明性の向上	
ア	予定価格及び最低制限価格の公表	7
イ	入札契約内容の公表と拡大	8
ウ	歩切りの取り扱い	9
(3)	制度的保証	
ア	入札・契約の適正化に関わる第三者による監視機関の設置	9
イ	組織体制の強化	10
ウ	公共工事の適正施工	10
(4)	不正行為の防止	
ア	指名停止基準の強化	11
イ	第三者からの要望等記録・公表	12
ウ	下請負業者	12
(5)	公正な職務遂行制度の確立	
ア	職員倫理規程等の制定	13

1 提言の基本的な考え方

入札制度の検討にあたり、平成13年に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、現行制度にとらわれることなく、真に町民のための入札・契約制度のあるべき姿を探るため、多角的な視点から検討すべく以下のとおり基本的な考え方を設定した。

(1) 競争性の確保

厳正な入札・契約手続きにより、公共工事等が適正に執行され、品質の確保と行政効果が得られ、かつ業者育成の観点を考慮した適正な競争性の高い制度とする。

(2) 透明性の向上

発注者側の恣意性を排除するため、入札・契約制度の過程、内容が町民の視点からよりわかりやすい制度とする。

(3) 制度的保証

入札・契約の過程並びに契約内容の透明性、公共工事の適正施工を確保し、不正行為を排除する制度とする。

(4) 不正行為の防止

不正行為の再発防止を強化する観点から、制裁措置を強化し抑止する効果が期待できる制度とする。

(5) 公正な職務遂行制度の確立

町政に対する信頼を確保するための制度とする。

2 委員会が取り組んだ検討課題

本委員会は、前述した基本的な考え方に視点をおき、町の入札・契約制度についての現状と課題を検証しながら主に以下の項目について検討した。

(1) 競争性の確保

- ・指名競争入札のありかた
- ・一般競争入札の導入方法と基準
- ・総合評価方式の活用

- ・新たな入札制度の方向性
- ・入札参加登録業者の格付けと町発注請負基準見直し
- ・地域建設業の育成

(2) 透明性の向上

- ・予定価格及び最低制限価格の公表
- ・入札契約内容の公表と拡大
- ・歩切の取り扱い

(3) 制度的保証

- ・入札・契約の適正化に関わる第三者による監視機関の設置
- ・組織体制の強化
- ・公共工事の適正施工

(4) 不正行為の防止

- ・指名停止基準の強化
- ・第三者からの要望等記録・公表
- ・下請負業者

(5) 公正な職務遂行制度の確立

- ・倫理に関する意識の高揚及び職員倫理規程等の制定

3 入札制度の改善

入札制度及び各般における事務等に関して、次のような改善に関する事項を提言する。

(1) 競争性の確保

ア 指名競争入札のあり方

指名競争入札の適用範囲を縮小するよう求める。

指名競争入札¹については、不良・不適格業者を排除することができること、競争参加者が特定されることで事務手続きが簡略化できることなどのメリットがあるが、その一方で、業者等から参入圧力を受け発注者により恣意的に指名が行われた場合の弊害が大きいこと、業者間での談合行為が行われやすいなどのデメリットを有している。もともと指名競争入札は、一般競争入札²に対する反省点から創設されたものであり、その全てを否定することはできない。総合的に判断すると指名競争入札のメリット面を生かせる不良・不適格業者が参入する危険性の大きい範囲に限定して運用されるべきであり、現行の対象範囲より縮小すべきものとする。

イ 一般競争入札の導入方法と基準

競争性の確保のため一般競争入札の導入を求める。

地方自治法で地方公共団体が締結する契約の方法は、一般競争入札を原則とすることとしている。

しかし、現実的に一般競争入札制度は、不特定多数の業者が参加することによって不良不適格業者の参入を容易にし、施工能力に欠ける業者が落札することで品質の低下を招く恐れがあること、また、条件を満たす特定

¹指名競争入札

あらかじめ資格審査して有資格業者名簿を作成し、その中から発注者が業者を複数選定し、その業者間で競争させることにより、落札者を決定する方式。

²一般競争入札

契約に関して必要とする条件を公表し、入札参加を希望する全ての業者に競争させることにより、落札者を決定する方式。

の業者が受注を独占する恐れがあることなど多くのデメリットを有しており、ほとんど採用されていない実情があった。

ところが、全国的な不正事件の発生により、この制度が有するメリット面、つまり手続きの客観性が高く発注者の恣意的決定のないこと、入札参加する潜在的な業者の数が多く競争性が高いこと、談合防止に一定の効果があることなどが再度見直され、一般競争入札の制度を採用する地方公共団体が拡大してきている。

野木町では、入札案件のほぼ全てが指名競争入札で運用されているが、一般競争入札が有するデメリットを考慮しても競争性の確保、すなわち不正行為防止の観点から導入を求めるべきものとする。

しかし、その導入にあたっては、一挙に全部適用するのではなく、段階的採用により試行を繰り返し、事務手続きの処理容量、全体的な費用対効果などを検証しつつ、その制度を担保する周辺制度の構築を伴いながらバランスの良い制度設計を目指すことを求めるものとする。

ウ 総合評価方式の活用

総合評価方式の活用については、その適用範囲など慎重な対応を求める。

地方公共団体の入札においては、価格に非常に大きな比重を置き、最低入札価格者に自動的に落札するという、明確なシステムを採用している。

しかし、価格のみの競争においては、品質の低下が危惧されることもあり、入札価格のみならず価格以外の項目も尊重したシステムとして総合評価方式¹が生み出され、公共工事の品質確保の促進に関する法律が成立したことを契機に普及してきた経緯がある。

一方、この方式は、技術力の優れた業者が有利となり、低い評価となりがちな中小企業は、赤字覚悟の低価格で入札するほかなく、本来この方式が目的とするものとは逆に不良工事のリスクを高める結果になることも考えられる。国レベルの高度で複雑な大規模工事であるなら有効であると思うが、技術的工夫の余地の比較的小さい町レベルの小規模工事においては、価格以外の評価点の高い一定の業者が独占してしまう恐れがあり、一様に適用することは好ましくないものである。

この方式は、その趣旨について見るべきものがあるが、それと同時に様々

¹総合評価方式

価格に加え、それ以外の技術力等を数値化して合計した総合評価点が最も高い業者を落札者とする方式。

な問題も内包しているので、運用にあたり導入範囲も含めて慎重に対応することが重要である。

エ 新たな入札方式の方向性

公正な競争性の促進、談合等の不正防止の観点から電子入札方式等の新たな入札方式の検討を求める。

電子入札方式¹は、インターネットを利用することで受注者の手間や時間の短縮、競争性の促進、入札情報公表による透明性の向上、入札会場に業者が参集することがなく、業者間の顔を見え難くすることで談合防止の効果を期待することができるなど多くのメリットがある。一方で導入にあたり多額の初期投資や維持費がかかることなどから大規模な地方公共団体に採用が限られているのが現状である。

しかし、長期的に見た場合、競争性の促進等によるコスト削減により、その投資費用を上回る効果が期待できるものと推察され、導入への検討を排除すべきでないとする。検討の結果、当面は費用対効果が望めないことから、その代替案として電子入札と同様な効果を期待できる郵便入札方式²の導入を求めるものとする。

オ 入札参加登録業者の格付けと町発注請負基準見直し

不良・不適格業者排除対策の一環として、業者格付基準及び町発注請負基準の見直しを求める。

現在、建設工事の発注にあたっては、その発注金額の大小により、その工事を施工するのに適切な経営規模を有する業者に発注できるよう建設業者をA・B・Cの3段階に格付けし、その中から業者を選定している。格付けにあたっては、繰り返し同様な契約を実施している5業種について設定し、発注請負基準により、それぞれの格付けに対応した適正規模と考えられる契約予定額の上限及び下限の額を定めて運用している。

¹電子入札方式

発注者と受注者である業者とをインターネットを介して結び、一連の入札事務を間接的にこのネットワーク上で処理する方法。

²郵便入札方式

入札書を入札会場へ直接持参する形式をとらず、間接的に郵便により提出する方法。

しかし、これらの基準は、長年見直しされておらず、各等級の業者数が競争性の確保に必要な状況でないことや発注請負基準の設定が時代になじまないものとなってきた。

この基準等は、一般競争入札導入を視野に入れた場合、不良・不適格業者の排除対策として有効であり、格付け基準の見直しを図り、競争性の確保された業者構成のもと、一般競争入札制度に合わせた発注請負基準により運用することが望ましい。

カ 地域建設業の育成

公共事業発注を通して地元業者育成に配慮した入札制度の導入を求める。

地元中小業者は、地域経済の維持・発展、あるいは、災害時対応に多大な地位を占めており、この業者の発展なくして地域社会の繁栄は望めない現状がある。また、地方公共団体にとって地域経済発展は、死活問題でもあり、地元中小業者に対する各種振興対策を総合的に進めているところである。野木町においても地元業者優先主義にのっとり指名競争入札にあたっては、優先して指名してきた経過がある。

しかし、一般競争入札の採用等により競争性が高まれば、これら中小業者が淘汰され市場から排除されていくことは必然的である。

そこで、一般競争入札導入にあたって地元業者で対応可能な事業については、地域要件を設定する条件付き一般競争入札¹を採用するなど入札案件ごとに条件設定を変更し、柔軟に対応することで地元業者に配慮することが必要である。また、総合評価方式入札制度においても地元業者に加点するなど対応を求める。

¹条件付き一般競争入札

業者の格付等の入札参加資格を案件ごとに定めて行う一般競争入札の方式。

(2) 透明性の向上

ア 予定価格及び最低制限価格の公表

予定価格の事前公表を維持しつつ、最低制限価格の公表について事後公表へ移行することを求める。また、低入札価格調査制度等の最低制限価格に代わるものを採用するか検討を求める。

予定価格等については、従来、業者間の談合を助長するものとして非公表すべきものとされてきた。

しかし、これまでの不正事件を見ても分かるとおり、そのような状況下でも談合を防止することができず、どうしたら談合を完全に防止することができるか長年議論されてきた経緯がある。その中で、逆に予定価格等を公表することにより業者等を町民の監視下のもと社会的な批判にさらすことで談合を防止することがより有効であるとの認識が広まり、現在、ほとんどの地方公共団体において公表されている。

野木町においては、それまで非公表としてきたものを平成18年度に起きた事件を契機に予定価格¹・最低制限価格²ともに事前公表へと切り替え、業者が職員に対して情報を聞き出そうとする不穏な動きを防止する方策を取ってきている。

しかし、そうしたことで最低制限価格の入札が複数に達するため、くじ引き落札³が頻発し、実質的に最低制限価格での入札が常態化している。経費節減により町財政面においては有利であっても、入札制度自体が形骸化する恐れが出てきたものである。

予定価格については、全国的なくじ引き落札の発生により事後公表が叫ばれてきているが、実態として積算基準等の様々な情報が公表されている状況下では、そこからの最低制限価格推測は可能であり、事後公表とした

¹ 予定価格

契約を締結するに際して、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するもの。この基準を上限値として契約額が決定される。

² 最低制限価格

契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ契約額の下限值として設定するもの。この基準を下回ったものを自動的に失格とし、それ以上の範囲内で最低価格により入札した者を落札者とする制度。

³ くじ引き落札

入札額が同価格であった場合、くじ引きにより落札者を決定する方法。

ところで解決する問題ではないと考えられる。それよりも、業者からのアプローチを防止する意味で事前公表を維持することがより望ましいと考えられる。

一方、最低制限価格については、入札制度の形骸化を防止するために事後公表へと移行すべきと考えるが、情報を聞き出そうとする業者の不穏な動きが再び出てくる可能性がある。だからといって、低入札価格調査制度¹等を導入すれば、事務の複雑化・長期化による町財政への圧迫や過当競争による品質低下に拍車をかける本末転倒な状況を招く可能性もある。

これらを考慮しつつ指名停止等の事後的不正防止対策強化を施した上で、最低制限価格を事後公表へと移行し、更に進めて低入札価格調査制度の導入等を図るか検討することを求める。

イ 入札契約内容の公表と拡大

入札契約内容の公表対象の拡大を求める。

入札関連情報については、情報公開法の情報開示請求制度に基づく公開の枠組みとは別に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により予定価格250万円超えの建設工事について公表するよう義務付けられている。

野木町の現状については、この対象範囲を拡大して予定価格130万円超えの建設工事及び予定価格50万円超えの建設関連業務委託について公表してきている。

しかし、入札制度の適正化を推進するためには、それ以外のものについても情報公表対象を拡大し、より透明性のあるものとすることを求める。

¹低入札価格調査制度

契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ基準値を設け、これを下回った入札額について契約の履行が可能どうかを調査し、可能と判断した場合に落札者とする制度。

ウ 歩切りの取り扱い

歩切りを廃止することを求める。

予定価格の作成にあたっては、所要の経費を適切に計上するとともに、資材等の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適切な設計価格¹を設定した上で決定することが必要である。野木町においては、この予定価格を決める際に、歩切り²を行っている。一般的に、財政上の厳しさから支出削減を目的として歩切りが行われることが多いとされるが、手抜き工事の温床となることから国等の通達により厳に慎むものとされている。一方で、民間取引上において定価で価格交渉を行う者はいないので、やむを得ないという考え方もある。

しかし、公共事業は、民間とは違い取引においても公平・公正さを求められるものであり、業者自身の企業努力により低価格でサービスを提供することがあっても、発注者側から求めて更なる値引きを強要することは、公正さを欠くので、利潤追求を原則とする民間企業相互の取引と一線を画す必要がある。以上のことから、適正な価格設定下での競争が望ましく、説明のつかない歩切りを廃止することを求める。

(3) 制度的保証

ア 入札・契約の適正化に関わる第三者による監視機関の設置

入札制度の適正化を図るため、第三者からなる入札等監視委員会を設置することを求める。

野木町においては、発注者の恣意性をできる限り排除し、公正かつ確かな指名が行われるよう合議制の審査機関である野木町建設工事入札参加者資格審査会及び野木町建設工事請負業者指名選考委員会をそれぞれ設置して運用している。

しかし、これらの機関は、発注者内部の職員から構成されており、この

¹設計価格

予定価格を決定する際に参考とするため、労務費や資材費など必要経費を積み上げて算定した価格のこと。

²歩切り

予定価格を決める際に、一律に設計価格から一定の割合を引き下げる行為。

ような制度では、発注者の恣意性を排除するには不十分であるとの指摘があった。入札制度のより一層の適正化を図るには、町当局と直接的な関係を持たない外部の第三者を活用することが有効である。

そこで、入札及び契約手続きの運用状況等について中立・公正の立場で客観的に審査を行うことができる学識経験者等からなる第三者機関を設置し、入札状況等の審査をとおして、不適切な点及び改善すべき点の意見具申をもって入札制度の適正化を図ることを求める。

イ 組織体制の強化

入札制度の適正化を担保するため、契約担当部門の組織体制の強化を図るよう求める。

野木町の契約担当部門は、工事等の事業担当も兼任している状況であり、入札制度を改革し、適正化を図るための組織体制基盤が十分整っているとは言えない状況である。また、事業を実施するという状況は、業者等との馴れ合いから癒着を招き、官製談合の温床となりかねない恐れもある。

しかし、事業を所管している以上は、適正な施工を担保する上で、業者との間で設計内容や施工方法に関して十分な意思疎通を図る必要があり、接触を断つことはできない。

契約担当部門の不正行為等を防止するためには、業者等から極力距離を置くことが効果的な対策であるので、この事業から切り離すことにより独立性の確保された専門担当部署として組織体制の整備を進めることを求める。

ウ 公共工事の適正施工

公共工事の施工にあたっては、適正な執行体制と検査体制の構築を求める。

公共工事の適正な施工を確保するためには、施工段階における監督及び完成段階での検査を確実に行うことが重要である。

しかし、全国的な流れで「民間にできることは民間に」という簡素で効率的な行政を目指して構造改革が行われており、人員削減等が行われている状況下では、執行体制を維持確保することは非常に困難である。

そこで、外注により民間の専門家を活用するとともに、その成果品を検

証する町職員を研修等に積極的に参加させて、技術力の向上を目指し、執行体制の維持を図るよう求めるものとする。また、検査においては、より公正に、よりの確に実施できるよう検査体制・成績評価方法なども含めて総合的に見直し、公共工事全般に係る合理的な仕組みを構築していくことについて十分検討することを求める。

(4) 不正行為の防止

ア 指名停止基準の強化

各種施策改革の事後的予防策として指名停止基準の厳格な運用と制裁強化を求める。

指名停止基準の目的は、不正行為を行った有資格業者の指名を停止する措置をとおして反省を促し、不正行為の再発防止とするためのものである。

しかし、不正行為に対する制裁の甘さ等から不正行為の歯止めとしての役割を十分果たしていないのではないかと指摘も一方ではある。

野木町を含めた全国的に起きている一連の不正事件について、その経緯を見ていくと初めは軽微なものから始まり、それを放置することで業者等の対応がより過激化し、最終的に大きな事件へと繋がっている面がある。

これら不正行為を防止するためには、設計価格等の情報を示唆するような働きかけなど大きな事態にならない段階についても積極的に指名停止処分を行うことが重要であると考えられる。これは、ブロークン・ウィンドウ理論¹に見られるように軽微な秩序違反行為でも取り締まることで大きな事件に繋がることを防止する効果が期待できるからである。そのため、前述した最低制限価格公表等の事後的不正防止策と絡めて指名停止基準の厳格な運用と制裁強化を求める。

¹ブロークン・ウィンドウ理論

環境犯罪学上の理論。建物の窓が割れているのを放置しておく、誰も注意を払っていない象徴となり、やがて他の窓も壊されていくとの考え方からこの名が付いている。

イ 第三者からの要望等記録・公表

第三者からの要望等の記録と内容公表のシステム構築を求める。

不正行為の働きかけは、何も業者からだけとは限らない。姿形を変え議員であったり、住民であったり、第三者を介して不正行為を要求してくることも考えられる。現実的に全国においては、地方公共団体の構成員等が関与した事件が多く発生しており、今後、野木町において発生しないとは断言できない。これらの不正行為を防止するには、指名停止措置等の制裁規程を背景とする事後的対策では対処できないものである。

そのため、予定価格等の情報公表と同様に要望等の内容を広く住民に公表し、その監視のもとで不正行為を防止することが可能であると考え。また、これらの情報公表は、不正な働きかけを防止するだけでなく、正当な働きかけに対しても町の対応状況を含めた公表であるため、町政の透明性を確保し、公正・公平な町政に寄与するものとする。

よって、これらの働きかけや要望等に対しては、その内容を記録した文書を作成し、当該文書を公表するシステム構築を求めるものとする。

ウ 下請負業者

相指名業者の下請負の取扱いについて検討を求める。

建設業法等では、相指名業者¹の下請負について禁止する規定はないが、実務上では望ましくない下請負関係であるとしている。これは、入札において自身が提示した価格より低い価格で下請負に入することは、社会通念上不自然な現象であると考えられ、事前に約束があったのではないかといった疑念を抱かせることにもなるからである。一方で、地元企業育成の観点から考えた場合、地元業者数の多い大規模な地方公共団体であれば、下請負を排除しても支障はないと考えられるが、野木町のような小規模地方公共団体では、地元企業が少なく、下請負から排除すると経営が立ち行かなくなる可能性がある。また、最低制限価格でのくじ引き落札が続出している当町の状況下では、事前に約束があったとも考え難い状況ではある。

ゆえに、一概に禁止することも適当でないように考えられるため、今後、疑念を抱かれないような取扱いの検討を求める。

¹相指名業者

同じ案件の入札に参加した業者同士のこと。

(5) 公正な職務遂行制度の確立

ア 職員倫理規程等の制定

職務執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招く行為を防止し、公務に対する町民の信頼確保を目的とした職員倫理規程等の制定を求める。

町長及び議員と職員、これらの三者には町民の公共福祉向上の実現のための責務がある。このことを深く自覚し、自らの職務における法令等の遵守、倫理の向上を追求し、決して特定の利益を求めるような公共の利益を損なうことのないように努めるとともに、不当な要求を許さない土壌を推し進め、不祥事を起こさない組織機構を形成することに全力を挙げなければならない。

これらのうち倫理観の確立については、既に議員倫理条例は制定されているものの、町民から求められているのは、町政に携わるすべての者が公正・公平で、町民が信頼できる存在になることである。倫理を自覚し、自らその高潔を明らかにするため職員に対する倫理規程の制定を求めるものである。

一方、不当要求の防止対策については、不当要求行為等対策要綱が既に設置されているものの、過去の事件から見ても有効に機能していると言い難い状況である。不当な要求等に対しては、上司への報告・不当要求対策委員会への報告を義務化し、組織として毅然とした適切な処置をとることを求める。そうすることにより野木町に不当要求等が通用しないということを町内外に浸透させ、不正の再発防止につながることを期待したい。

また、町民、事業者、議員等からの提言等すべてを義務的に記録・文書化し、公表することを求める。それにより町政の透明性が確保され、正当な提言・相談・苦情等が町政に反映されるとともに、不当な働きかけ等の抑止効果が高まると期待される。ただし、これらの対策は、個人団体等の正常な活動、個人情報保護等までも阻害するものであってはならない。

参 考 资 料

野木町入札制度検討委員会の審議経過

第1回（平成20年11月30日）

- (1) 委嘱書交付
- (2) 委員長及び副委員長選出
- (3) 委員会の運営について
- (4) 野木町入札制度の現状について
 - ・全国的な入札制度の傾向について
 - ・栃木県内各市町の入札制度状況について
 - ・野木町の入札制度の現状・課題について

第2回（平成20年12月14日）

- (1) 入札制度の検討について
 - ・入札制度の概要について
 - ・等級区分と発注請負基準について
 - ・予定価格等の公表について

第3回（平成21年1月18日）

- (1) 入札制度の検討について
 - ・入札情報の公表につて
 - ・第三者委員会（監視委員会）について
 - ・指名停止基準について
 - ・公正な職務執行制度について
 - ・組織体制につて

第4回（平成21年2月8日）

- (1) 提言原案の検討について
 - ・提言内容について

第5回（平成21年3月15日）

- (1) 提言原案の検討について
 - ・提言内容の確認について
 - ・提言書の答申

野木町入札制度検討委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
本 田 弘	日本大学名誉教授	委員長
小 池 保 夫	明治大学政治経済学部教授	副委員長
岩 瀬 勇	弁護士	
山 中 丑 松	区長会会長	
井 上 嘉 昭	民生・児童委員会会長	
三 木 ひとみ	情報公開制度運営審議会委員	
金 原 力	佐川野分館長	

順不同

野木町入札制度検討委員会設置要綱

平成20年11月1日

野木町告示第165号

(目的及び設置)

第1条 野木町が発注する公共工事等の入札制度について、透明性、公正性及び競争性の向上が図れる制度を検討するため、野木町入札制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、入札制度等の改善に関する事項について審議し、野木町長(以下「町長」という。)に提言を行うものとする。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内に居住する者 4人以内
- (2) 学識経験者 4人以内

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。